

特定健診 Q&A

Q 特定健診とはどのような健診ですか？

A 平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律により各医療保険者に義務付けられたものであり、対象者は当該年度内に40歳から74歳までである被保険者とされています。本健診は主として生活習慣病の原因とされる内臓脂肪症候群(メタボリック・シンドローム)を発見するのが目的です。
22年度の対象者【昭和11年4月1日生まれ以降で、かつ昭和46年3月31日以前生まれの方】

Q どんな検査をしますか？

A 身長、体重、腹囲計測、血圧測定、血液検査、尿検査と質問票が基本的な健診項目です。他に、心電図、眼底検査がありますが、医師が必要と判断した方のみ検査します。

Q 受診しないとどうなるのですか？

A …健診はあなたの健康状態を知る大切な機会です…

年に1度健診を受け続ければ、年々変わっていくからだの変化を知ることができます。また、生活習慣病を早期に発見することで、生活習慣病の改善などで重症化を防ぐことができます。気づかない間に生活習慣病が進行し、脳卒中や心筋梗塞などの重篤な病気になる可能性があります。健診を受診して、元気で長生きの人生を手に入れましょう。

Q 体の異常を感じなくても健診を毎年受けた方がいいですか？

A メタボリックシンドロームは自覚症状がないことが特徴で、重症化すると心臓病や脳卒中など深刻な病気を引き起こしやすくなります。ただし、食べ過ぎや運動不足など、良くない生活習慣の積み重ねが原因となって起こるため、生活習慣の改善により予防・改善ができますので、ご自分の健康管理のためにも年に1度は必ず健診を受け、年ごとの健診結果の数値変化を確認することが大切です。

Q 医療機関で受診しているので、健診は必要ないですか？

A 治療中の病気以外の異常が見つかる場合もありますので、様々な生活習慣病の早期発見のために、主治医とご相談の上受診してください。

新型インフルエンザ ワクチン接種の助成申請をお忘れなく



新型インフルエンザワクチン接種費用の免除対象者のうち、受診券を使わずに接種費用を全額支払った方については、手続きをしていただきますと接種費用の全部又は一部をお返します。(ただし、**3月末日**までに接種された方に限ります)。

手続きには、官公署等の発行した本人確認書類(接種者ご本人の健康保険証、運転免許証等)、領収書(コピー不可)、接種済証、本人名義(未成年の場合は、保護者名義)の金融機関の口座情報、認印などが必要です。なお、受付期間は**4月末日**までですので、それまでに行ってください。

接種費用の免除対象者

- ①接種対象者のうち、生活保護世帯又は町民税非課税世帯の方〔全額免除〕
- ②①以外の妊婦、幼児(1歳～就学前)〔一部免除(自己負担千円/回)〕

問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)

☎893-3811

(受付 平日8:30~17:15)